

アロマコーディネーター講座

Lesson TEXT BOOK 第16版変更箇所一覧 (第16版⇒第17版)

P.	訂正前	分類	訂正後
73	(2) デオスコリデス (A. D. 1 世紀頃) の薬草医学の論文 死後 1000 年にわたり、～	訂正	(2) ディオスコリデス (A. D. 1 世紀頃) の薬草医学の論文 死後 1500 年にわたり、～
74	(1) イスラムの交流網	削除	(1) トルツメ イスラムの交流網
74	(2) 女性のお清め ～ソロモン王時代の～忍ばせておきました。	移動	5 行すべて P74 から、P71 (2) ソロモンの栄華の次に移動。 (3) 女性のお清め ～ソロモン王時代の～忍ばせておきました。
71	(3) 一般の人々は、香りをどう～	訂正	(4) 一般の人々は、香りをどう～
71	(4) キリスト誕生	訂正	(5) キリスト誕生
74	(2) 十字軍の遠征 (10～11 世紀) ①バラ水	訂正	①をトルツメ (2) 十字軍の遠征 (10～11 世紀) バラ水
74	(2) 十字軍の遠征 (10～11 世紀) ②ハレム水 オリエンタル～商人です。	削除	3 行全削除
87	表●毒性 B の精油 バジル (エストラゴールの多い精油) 1.40 エストラゴール タラゴン 1.90 フレンチタラゴンの場合: エストラゴール	追加	全てのエストラゴール右上に小さく ※追加
87	表●毒性 B の精油 の下	追加	※エストラゴール=別名チャピコールメチルエーテル、カピコールメチルエーテル、メチルカピコール ※?の欄は参考文献に～
91	(7) 発ガン<定義> ② エストラゴール (メチルカピコール): 肝臓による エストラゴール の～。 (エストラゴール と～	追加	全てのエストラゴール右上に小さく ※追加
91	<発ガン性があると言われている精油> タラゴン・フレンチ (エストラゴール) タラゴン・ルシアン (エストラゴール) バジル・ エストラゴール を多く含む種類 (エストラゴール 、 Ravansara anisata (エストラゴール)	追加	全てのエストラゴール右上に小さく ※追加

91	<発ガン成分を含んでいるが～精油> バジル・エストラゴールが少ない種類 2.0% (エストラゴール、 フェネル 1.5% (エストラゴール、	追加	全てのエストラゴール右上に小さく※追加
91	ページ一番下段に 1 行分けて追加	追加	※エストラゴール＝別名チャビコールメチルエーテル、カピコールメチルエーテル、メチルカピコール
149	⑧フェノールエーテル類 「主な成分」チャビコールメチルエーテル	追加	チャビコールメチルエーテル (右上に小さく※追加) ※チャビコールメチルエーテル＝別名エストラゴール、メチルカピコール、カピコールメチルエーテル
150	④発がん性：フェノール類メチルオイゲノールやエストラゴール、フェノールエーテル類のサフロール、アサロンなど	訂正 追加 削除	④発がん性：フェノールエーテル類メチルオイゲノールやエストラゴール(右上に小さく※)、サフロール、アサロンなど
150	ページ下段に追記	追加	※エストラゴール＝別名チャビコールメチルエーテル、カピコールメチルエーテル、メチルカピコール

Lesson 15 アロマグッズの販売やトリートメントの仕事と法律

P.	訂正前	分類	訂正後
160 下から 6 行目	① (略称「医薬品医療機器等法」・・・旧「薬事法」)	追加	① (略称「医薬品医療機器等法」 「薬機法」 ・・・旧「薬事法」)
161 4 行目	これに違反したものは、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処されるか、この両方を併料されます。 ただし、自己使用目的で精油から化粧品を作ることとは禁止されていません。	追加	これに違反したものは、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処されるか、この両方を併料されます。 また、2021 年 8 月の改正により課徴金制度が導入され、違反行為を行っていた期間中における商品売上額の 4.5%が罰金の額と定められました (売上額が 5,000 万円以下の場合はない)。 ただし、自己使用目的で精油から化粧品を作ることとは禁止されていません。
162 末尾	第 13 条 (製造業の許可) 3. 第一項の許可は、3 年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	訂正	3. 第一項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 その製造所の構造設備の概要

			<p>三 法人にあっては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名</p> <p>四 医薬品の製造業の許可を受けようとする者にあつては、第十七条第六項に規定する医薬品製造管理者の氏名</p> <p>五 医薬部外品又は化粧品製造業の許可を受けようとする者にあつては、第十七条第十一項に規定する医薬部外品等責任技術者の氏名</p> <p>六 第六項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>4. 第一項の許可は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p>
163	②製造物責任法-PL 法 ～平成 8 年 7 月に施行されました。	訂正	②製造物責任法-PL 法 ～平成 7 年 7 月に施行されました。
169 1 行目	(4) 美容法について	訂正	(4) 美容師法について
174 末尾	●参考ウェブサイト (2012 年 1 月末現在) 消費者庁～	更新	●参考ウェブサイト (2021 年 11 月現在) 消費者庁 URL https://www.caa.go.jp/